

平成15年度（第42年度）事業計画書

・わが国の酪農をめぐる情勢

- 1．わが国経済は、引き続き厳しい状況が続いている。不良債権処理の遅れ、消費者物価指数が4年連続で下落するなどデフレが長期化し、雇用情勢も悪化し、個人消費も依然改善されない状況が続いている。このため、景気の先行きに対する不透明感は一層強まり、一刻も早い景気の回復が待たれるが、先行きは厳しいものがある。
- 2．ここ数年間の酪農・乳業界は、予期せぬ食中毒事故、BSEの発生等大きな混乱に直面したが、最近ではしだいに沈静化に向かいつつある。
一方で、食の安全・安心への高まりに対応して「食品安全基本法」等をはじめとして各種の法案、予算措置等が講じられつつある。
なお、BSE対策は国事業の活用とともに、これと連携し本会議でも緊急の措置をとって対処してきている。これらにより、現在7頭の発症例があるが、最近では一時のような混乱は見られない。しかし、平成15年度からの全頭検査による影響が予測できない状況もある。
- 3．生乳需給は、総じてひっ迫のなかで脱脂粉乳のみが在庫積み増しを続けている。
生乳生産は、平成14年度に入ってから前年を上回って推移している。これは北海道が前年を上回って推移しているため、これには生産拡大努力に加えて、気候要因や、BSEの影響による生乳生産へのシフトがあったものと推測される。しかし都府県では、依然として減少傾向にある。
需要は、飲用向けが前年のBSEによる影響がほとんどなくなったことに加えて、夏場の気象条件や牛乳類の表示見直しなどによって大幅に伸び、最近でもこの傾向が続いている。乳製品は、脱脂粉乳が加工乳などの低迷により緩和傾向にある一方、バターはフレッシュものなどが不足気味で、乳製品間に需給アンバランスが生じている。こうした傾向は当面継続すると見込まれる。
- 4．中長期的には酪農家戸数、飼養頭数が減少し、生乳生産基盤の弱体化が懸念される。さらに平成16年11月からの畜産環境規制の強化や食の安全・安心に対する過度の規制、負担が酪農経営に悪影響を及ぼすことも懸念される。
- 5．平成14年度は、前年度の大幅な組織、制度の見直しを経て、新しい組織、制度の下で本格的に事業へ取り組むこととなった。その一つの乳価交渉は、飲用向け乳価の引き上げに対する機運が高まり、期待も極めて強い状況にあった。しかし決着

をみるには1年を越す期間を要し、納入価格の是正が必ずしも図られなかったこと等から当初の大幅な引き上げには至らなかったものの、24年ぶりの基本乳価の引き上げを実現し、課題も残されたが一定の成果を上げることができた。

6．他方、WTO農業交渉が大詰めを迎えている。交渉の枠組みは平成15年3月末までに確立される予定であり、今年2月、WTO農業委員会特別会合議長によるモダリティ1次案が各国に示された。1次案は、輸出国側に過度に配慮したものであり、とうてい容認できる内容ではなかった。この内容では、わが国の脱脂粉乳、バター、チーズ等の国内生産の継続がほとんど不可能になるなどわが国酪農に大打撃を与えるものであり、適切な国境措置の堅持に向けた対応が重要となっている。

7．平成13年度から14年度にかけて本会議の組織、機能等のあり方について検討を行い、今後の方向を取りまとめた。今後は、この考え方に沿って事業展開することとなる。

なお、本会議事業のかなりの部分が農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)の補助金に依存しているが、14年度に引き続きBSE対策への資金が多額になることもあり、一部事業の削減が示唆されているため、15年度の価格関連対策決定後に、事業計画等の一部見直しを実施せざるを得ない状況にある。

．15年度事業の基本的考え方

酪農を取り巻く内外の環境変化に対応して、安定的な酪農振興を図る必要がある。

このため、WTO農業交渉の進捗状況の十分な把握と具体的な要請、さらなる市場経済への移行の下での広域指定生乳生産者団体(以下「指定団体」という。)の機能強化が重要な課題となる。また需給調整対策、生産者乳価対策等経営安定化対策、畜産環境対策、BSEによる生産者負担の軽減対策等が重要な課題となっていることから、次の事項を基本として事業を展開するものとする。

1．WTO交渉については、平成15年3月末までに農業交渉の枠組みが確立される予定となっている。交渉の帰趨いかんによっては日本の酪農・乳業に大きな混乱を与えかねない。

従って、交渉の推移を注視しながら、関連団体との連携を緊密にとり、現行の国家貿易体制の維持を基本に関税率やカレントアクセス数量については、日本側の提案が通るよう必要な活動を行う。

- 2．広域指定団体については、設立の趣旨等を踏まえ、一元集荷多元販売機能、配乳権機能等を十分発揮できるよう引き続き連絡・調整、指導・支援するとともに、これらの課題へ対応していくため指定団体の機能強化を図るための中期的展望に立った検討を行い、計画生産及び乳価交渉等への反映を図っていく。
- 3．生乳の需給調整対策については、総じて需給ひっ迫の下、今後、畜産環境規制等によってはさらなる生産基盤の弱体化を招来しかねないので、生産力維持に焦点をおいた計画生産を実施する。しかし脱脂粉乳の在庫も無視し得ない水準となっているため、目標数量を超える生産余力のある地域は脱脂粉乳の過剰在庫対策等を実施し、これ以上の在庫積み増しを避けつつ、必要な用途への配乳を実施する。とも補償対策についても現行の継続を基本としつつ、指定団体間の協調体制の強化に向け引き続き検討する。
- 4．生乳取引対策については、中長期的に見て、とりわけ飲用乳は需給ひっ迫が予想されるので将来に向け十分に生産意欲を喚起し得る乳価水準を念頭に、また生・処による市場正常化への取組みと乳価の平準化、指定団体機能の充実にたった生乳流通の適正化等に努める。

加工原料乳補給金は、再生産を確保し生産性向上に努力した生産者が報われるよう適切な水準を確保する。また、食品に対する安全・安心を確保するためにはそれに相応したコスト負担が必要なことを訴える必要もある。
- 5．生乳の生産基盤強化対策については、畜産環境規制の強化が生乳生産に与える影響を見極めつつ、この強化のための検討、献策を実施する。

また、各種補助事業を通じ、BSE関連対策、酪農経営の安定と体質強化、畜産環境問題への対応、生クリーム等向け、ナチュラルチーズ向け生乳の安定的な拡大を図っていく。
- 6．酪農理解促進広報活動事業については、生産者と消費者の距離を近づけることを基本に(社)全国牛乳普及協会(以下「全普協」という。)の事業と仕分けしつつ実施する。具体的には国産生乳の需要拡大、酪農生産への消費者の理解促進、適切な表示の推進等、「食の安全・安心」に対する理解を効果的に進められるよう、国産生乳及び酪農に対する国民の支援・理解が醸成されるよう推進していく。
- 7．乳質改善対策は、生産現場との調整を取りつつ、指定団体を実施する生乳の品質改善が円滑に進められるよう指導等を行うとともに、指定団体の広域化を踏まえた生乳検査体制の再編成等に取り組むなど、必要な対策を行っていく。また、乳質基準問題については、生産者の意向が十分に反映されるよう取り組む。

8．以上の基本的な考え方を踏まえ、平成15年度においては、下記を重点とする事業展開を図るものとする。

記

- 1．WTO交渉対策と酪農基本対策
- 2．広域指定団体機能充実対策
- 3．生乳取引対策
- 4．生乳需給安定対策
- 5．生乳生産基盤強化対策の推進
- 6．酪農理解促進広報活動の推進
- 7．乳質改善対策の推進